



国民健康保険の運営が変わります

国民健康保険（国保）制度の改革

国保はこれまで市町村がそれぞれ運営してきましたが、平成30年4月から、財政運営を都道府県単位で行うなどの制度改革が行われます。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4137）

日本の医療保険制度は、全国民が何らかの公的保険に加入する「国民皆保険制度」です。75歳未満で職場の健康保険などに加入していない人は、必ず国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

国保が抱える課題

国保は、職場などの健康保険の対象にならない人が加入する医療保険であるため、加入者に高齢者が多く、医療費水準が高くなっています。加えて、所得の低い加入者が多く、保険料の負担が重く

国民皆保険を守るための制度改革

高齡化の進展や、医療の高度化により、今後は医療費がますます増加し、国保を支える保険料や税の負担も増えることが見込まれています。今後を見据え、健康保険制度の最終的な担い手となる国保制度を将来にわたって持続させるため、

国が国保への財政支援を拡充（全国総額約3400億円）するほか、都道府県が市町村とともに国保制度の運営を担うこととしました。この制度改革により、次のような効果が期待されています。

- ▼市町村間で大きな差がある保険料水準の統一が図られ、負担の公平化が進む。
- ▼小規模市町村が抱える医療費増加に伴うリスクが都道府県内で分散される。

都道府県と市町村の役割

都道府県は、財政運営の責任主

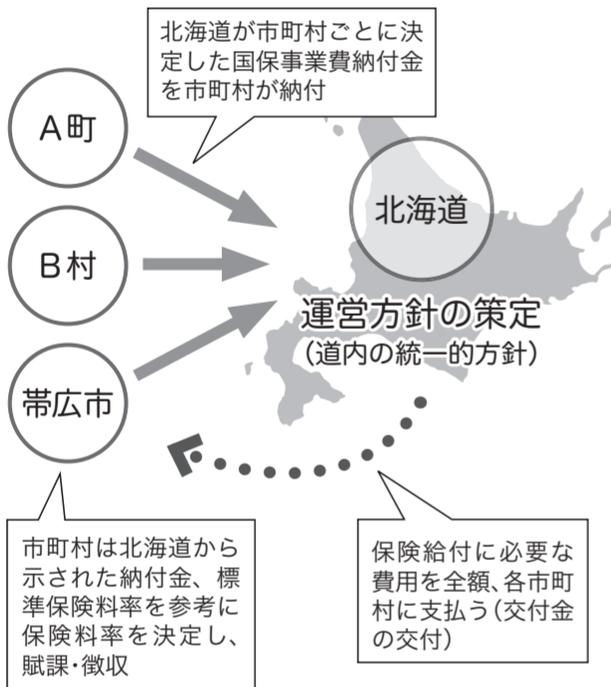


帯広市国保 都道府県単位化 検索

平成30年3月まで 市町村それぞれが単独で運営



平成30年4月から 北海道と市町村が共同で運営



各種手続きや保険料の納付先は、引き続き「帯広市が窓口」です

国保制度の仕組みは変わりますが、国保に加入している人が改めて加入するなどの手続きを行う必要はありません。国保の加入・脱退の届け出や医療費の償還払いの申請、保険料の計算・支払い、各種健診などは、これまで通り帯広市国保課が窓口となります。

制度改革で主に 変わること



都道府県単位で資格を管理します

4月から都道府県単位で資格を管理します。これにより、道内の他の市町村へ住所異動しても、資格の喪失や新たな資格取得の手続きは生じません。ただし、保険証は使えなくなるので、異動先の市町村で新たに発行してもらう必要があります。

高額療養費の多数回該当の算定方法が変わります

1年間のうちに高額療養費の支給が4回以上あった場合（多数回該当）、自己負担限度額が低くなります。これまでは別の市町村に住居異動すると、国保の資格を喪失するため、高額療養費の該当回数が通算されませんでした。

4月からは、道内での住所異動は、世帯としての継続性が保たれていれば、該当回数が通算できるようになります。

葬祭費の支給額が3万円に変わります

国保加入者が亡くなったときに葬祭を行った人（喪主または施主）に支給する葬祭費は、道内市町村間で差があったため、3万円に統一されます。市では2万5000円を、3万円に変更します。

保険証などの様式が変わります

制度改革により、保険証などの記載内容が変わります。新しい保険証などは、帯広市から加入者の皆さんへ郵送します。なお、現在お持ちの保険証などは、有効期限まで使ってください。

▷国民健康保険被保険者証（保険証）

平成30年10月の一斉更新から

▷高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証

平成30年8月の一斉更新から



保険料率の決め方が変わります

保険料率は、北海道から示される納付金および標準保険料率を参考に、帯広市が決定します。帯広市では、5月下旬に保険料率を決定する予定です。

北海道では、将来的に市町村間で大きな差がある保険料率を平準化し、全道で公平な負担に近づけていくことを最終的な目標にしています。

詳細は市ホームページに掲載しています

制度改革の詳細は、市ホームページに掲載し、随時情報を更新しているのをご覧ください。

体となって、市町村ごとに都道府県へ納める納付金や、保険料率の標準的な水準（標準保険料率）を算定するほか、国保の運営に係る方針を策定するなど中心的な役割を担います。市町村は、これまで通り身近な窓口として、保険証の発行や保険料の決定・徴収、保険給付の決定、特定健診や人間ドックといった保健事業などを担います。